

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年 8 月 8 日	
【会社名】	大和ハウス工業株式会社	
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芳井 敬一	
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号	
【電話番号】	大阪 06(6225)7804	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 IR室長 山田 裕次	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号	
【電話番号】	東京 03(5214)2115	
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 成宮 浩司	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	223,937,051円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 南関東支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 中部支社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番地 9) 大和ハウス工業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番22号) 大和ハウス工業株式会社 東関東支社 (千葉県船橋市葛飾町二丁目406番) 大和ハウス工業株式会社 北関東支社 (埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月8日付で事業年度 第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の四半期報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年7月13日付で提出した有価証券届出書及び同年8月7日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、参照書類及び参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類のうち「第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の連結業績の概要」を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年8月7日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)2023年8月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年8月7日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。